

住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会

運営内規

(名称と性格)

第1条 本会は住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会と称し、全国の住民参加型在宅福祉サービス団体により構成する。

2. 本会の事務局は、社会福祉法人全国社会福祉協議会内におく。

(目的と事業)

第2条 本会は、ホームヘルプサービスを中心とした住民参加型サービスの、地域住民のニーズに対応した供給のあり方、各団体共通の諸課題の解決を図るための、団体間の情報交換、研究等を目的として、以下の事業を行う。

- (1) 会員の研鑽に資する研修
- (2) 会員団体の実態把握のための調査等
- (3) 住民主体の活動に関する制度、政策に係る調査・研究等の企画・実施
- (4) 制度施策への提言活動
- (5) その他必要な事業

(会員)

第3条 本会の会員は、住民参加型在宅福祉サービスを実施する以下の団体とする。

- (1) 住民互助型団体
- (2) 社会福祉協議会
- (3) 行政関与型団体
- (4) 協同組合（生活協同組合等）
- (5) 社会福祉法人（社協を除く）
- (6) その他

(幹事)

第4条 本会を運営するために幹事会をおく。幹事は以下により推薦され、総会において承認された者とする。

- (1) 各都道府県・指定都市社会福祉協議会の推薦による者：2名
ただし、同幹事が次項の第5条に定める正副代表幹事に選出された場合は、新たに幹事を推薦することができる。

- (2) 幹事会によって推薦された有識者：若干名
2. 幹事の任期は2年とし、その再任は妨げない。
ただし、任期途中で幹事が交代した場合は前任者の残任期日とする。

(代表幹事)

第5条 本会に、以下の職をおく。

- (1) 代表幹事：1名
(2) 副代表幹事：6名以内
2. 代表幹事、副代表幹事は、幹事会において互選により決定する。
3. 正副代表幹事の任期は最大で4期8年とし、全員が同一任期で退任することのないよう調整を図るものとする。

(総会)

- 第6条 総会はこの会の最高議決機関であり、事業計画、予算、幹事の承認、運営内規の変更などを行う。
2. 総会は年1回以上開催する。
3. 議事は総会出席会員（委任状を含む）の過半数をもって決定する。
4. 特別の事情がある場合に限り、文書をもって意見を求め、総会に代えることができる。

(幹事会)

- 第7条 幹事会は、この会の業務執行機関として、事業計画及び予算の立案並びに執行、その他会の業務を執行する。
2. 幹事会は年2回以上開催する。
3. 議事は幹事会出席幹事（委任状を含む）の過半数をもって決定する。
4. 特別の事情がある場合に限り、文書をもって意見を求め、幹事会に代えることができる。

(付則)

平成2年2月16日制定施行
平成11年3月4日一部改正
平成18年2月22日一部改正
令和3年2月19日一部改正